

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第37号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年2月23日（木） 08時30分ごろ
発生場所	香川県丸亀市江の浦港岸壁 江浦港西防波堤灯台から真方位026°180m付近 （概位 北緯34°21.7′ 東経133°43.1′）
事故等調査の経過	平成24年3月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー しわく丸、269トン
船舶番号、船舶所有者等	141484、香川県丸亀市
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に凹損 岸壁 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、旅客7人を乗せ、丸亀市広島の江の浦港のフェリーターミナルに極微速力前進で着岸作業中、平成24年2月23日08時30分ごろ、江浦港西防波堤灯台から真方位026°180m付近において、右舷船首部が岸壁の防舷材に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	本船は、次のような状況であった。 (1) 本船は、平成23年9月に建造されていたが係船されており、平成24年2月21日に就航し、本事故は、就航後、3日目に発生した。 (2) 乗組員は、軽合金製の船体が軽い船舶は初めての運航であり、離着岸時の操船に不慣れな面があった。 (3) 本船は、推進装置が2基及び船首スラストが1基備えられていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、江の浦港のフェリーターミナルに極微速力前進で着岸作業中、船体の軽さなどを考慮した操船が適切に行われなかったことか

	<p>ら、右舷船首部が岸壁の防舷材に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、就航3日目であり、軽合金製の軽い船体の本船について、船長が離着岸時の操船に不慣れであった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、江の浦港のフェリーターミナルに極微速力前進で着岸作業中、船体の軽さなどを考慮した操船が適切に行われなかったため、右舷船首部が岸壁の防舷材に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 軽合金製の軽い船舶の運航及び操船に十分慣れていない場合には、2基の推進装置や船首スラストの使用の訓練を行い、慎重な操船を行うこと。